

## 第2節 雨水利用タンクについて

雨水利用タンクとは、雨水利用のために屋根などに降った雨水をためられるようにするタンクです。ためた雨水は、植木への散水や洗車のほか、災害が発生した際は、飲料水以外の生活用水にも利用できます。

### ①公共施設の設置状況

H12：豊岡・金子・宮寺・黒須・扇・藤沢東小学校、豊岡・武蔵中学校、藤沢第二保育所、藤沢公民館

H13：藤沢・藤沢南・藤沢北・狭山・西武・仏子・新久・高倉小学校、金子・西武中学校

H14：東金子・東町小学校、黒須・野田・東金子・上藤沢・藤沢・向原・東町中学校、市民会館、健康福祉センター

H15：豊岡・高倉・西武中央・東金子保育所、農業研修センター

H16：金子第一・金子第二・二本木保育所、市民活動センター

H19：藤沢・宮寺保育所

H20：市役所本庁舎

### ②個人住宅への設置補助状況

市では、地域の水の循環を保つため、平成13年度から令和3年度まで、一般家庭で設置する雨水利用タンク本体及び設置費を対象に、費用の2分の1以内（上限2万円）を補助金として交付しました。

なお、本補助金の交付は令和3年度をもって終了しました。

設置補助件数（基数）の推移については下表1のとおりです。

【下表1】直近10年間の補助件数（単位：基）

|      | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 個人住宅 | 16  | 11  | 14  | 12  | 8   | 6   | 6  | 9  | 9  | —  |

（I1・I2-1政策課資料より）

## 第3節 地球温暖化・省エネルギー対策について

### 住宅用省エネルギー設備設置費補助制度

市は、平成28年度から、令和3年度まで環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築及び地球温暖化防止に寄与することを目的として、住宅用省エネルギー設備設置費補助制度を設け、住宅用省エネルギー設備を対象として、下表2のとおり補助金を交付しました。

【下表1】平成29年度から令和3年度までの補助件数（単位：件）

|                       | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|-----------------------|-----|-----|----|----|----|
| 太陽光発電システム             | 70  | 61  | 47 | 50 | 20 |
| 太陽熱利用システム（自然循環型）      | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  |
| 太陽熱利用システム（強制循環型）      | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  |
| 定置用リチウムイオン蓄電池         | 18  | 21  | 42 | 41 | 25 |
| ガスエンジン給湯器             | 0   | —   | —  | —  | —  |
| 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム | 7   | 10  | 3  | 3  | 0  |
| HEMS                  | 22  | 17  | 12 | 21 | 6  |

※ガスエンジン給湯器は、平成29年度までで終了。

（I1・I2-1政策課資料より）

#### 住宅用再生可能エネルギー活用設備設置費補助制度

令和4年度は、住宅における太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用拡大による脱炭素及び地球温暖化対策を推進するため、V2Hシステム（電気自動車用充電設備）を対象に、補助金を1件交付しました。なお、本補助金の交付にあたっては、太陽光発電システム及び HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）が一体的に設置されていることを要件としていました